

- ウ. 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示等に含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。
- エ. 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。
- オ. 高潮による危険箇所や、指定緊急避難所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、高潮災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。
- カ. 地震防災マップを作成し、住民等に配布する。
- キ. 地震防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- ク. 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

3. 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第7節 企業防災の促進

(総務課)

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るなど、企業防災に向けた取組に努める。

1. 事業継続計画（B C P）等の作成

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

町は、事業継続計画（B C P）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成の取組を支援する。

2. 防災意識の高揚

町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災職向上の促進を図る。

3. 防災訓練等への参加

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第8節 防災訓練

(各課等)

災害時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

1. 総合防災訓練の実施

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、大規模地震・津波を想定した防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定に基づく広域応援等を含めた実践的な総合防災訓練を実施する。この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努める。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行う。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

また、訓練の実施に当たっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

(1) 実施時期は、原則として防災の日（9月1日）又は防災週間（8月30日～9月5日）内（または大きな災害の発災日）とする。

(2) 地震発生後の災害応急対策の実施を内容に盛り込んだ訓練を年1回以上実施するよう努める。

(3) 訓練内容は、概ね次のとおりとする。

- ア. 災害広報訓練
- イ. 通信訓練
- ウ. 情報収集伝達訓練
- エ. 津波警報伝達訓練
- オ. 災害対策本部設置・運営訓練
- カ. 交通規制訓練
- キ. 避難・避難誘導訓練
- ク. 消火訓練
- ケ. 土砂災害防御訓練
- コ. 救助・救出訓練
- サ. 救急・救護訓練
- シ. 応急復旧訓練
- ス. 給水・炊き出し訓練
- セ. 隣接市町村等との連携訓練
- ソ. 避難所開設・運営訓練
- タ. 要配慮者の安全確保訓練
- チ. ボランティアの受入れ・活動訓練
- ツ. その他災害想定に応じた必要な訓練

2. 個別防災訓練の実施

町は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、プラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練項目は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 津波警報伝達等訓練
- (4) 非常招集訓練
- (5) 災害対策本部設置・運営訓練

- (6) 避難・避難誘導訓練
- (7) 消火訓練
- (8) 救助・救出訓練
- (9) 救急・救護訓練
- (10) 水防訓練
- (11) 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- (12) 避難所開設・運営訓練
- (13) 給水・炊き出し訓練
- (14) その他町独自の訓練

3. 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、町は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第9節 避難対策

(総務課・地域整備課・町民課)

地震・津波災害時において住家を失った住民及び地震・津波災害に起因する水害、土砂災害、火災等の二次災害危険箇所周辺の住民を保護するため、指定避難所及び避難路等の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路等を確保する。

1. 指定緊急避難場所の選定

町は、大規模地震・津波が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定緊急避難場所等を指定しておく。

なお、指定緊急避難場所の整備に当たり、津波からの緊急避難先として使用するものについては、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、もっぱら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(1) 指定緊急避難場所の指定

- ア. 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2m²以上とする。
- イ. 要避難地区のすべての住民（昼間人口や訪日外国人を含む旅行者等も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること。
- ウ. 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところにする。
- エ. 土砂災害警戒区域等からはずれたところとする。
- オ. 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 地震火災に対する指定緊急避難場所の指定

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあることから地震火災に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

- ア. 大火輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グランド（校庭）、その他公共空地を選定する。
- イ. 付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。